

令和2年 No.5

○国立大学法人東京学芸大学役員災害補償規則の制定について

制定理由

役員に対する災害補償の業務を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

承認経過

令和2年1月8日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学役員災害補償規則を次のように制定する。

令和2年1月9日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和2年規則第2号

国立大学法人東京学芸大学役員災害補償規則

国立大学法人東京学芸大学役員災害補償規則を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学役員災害補償規則

〔 令和 2 年 1 月 9 日 〕
規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成 16 年規程第 31 号）第 11 条の規定に基づき、次条に定める者が、業務上又は通勤途上において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、又は死亡した場合に、国立大学法人東京学芸大学（以下「本法人」という。）が行う補償（以下「災害補償」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補償対象者の範囲)

第 2 条 この規則の適用を受ける者の範囲は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成 22 年規程第 13 号）第 5 条第 1 項に定める本法人の全ての役員（以下「補償対象者」という。）とする。

(損害保険契約の締結)

第 3 条 本法人は、第 1 条に定める災害補償のために、国立大学法人総合損害保険（以下「保険」という。）に加入し、その保険料を負担する。

2 前項の保険の被保険者は前条に定める補償対象者とし、保険金の受取人は本法人とする。

(補償の実施)

第 4 条 本法人は、補償対象者が業務上又は通勤途上において傷害を被り、又は死亡したときは、前条第 1 項による保険の給付の範囲内で、当該補償対象者又はその遺族に対して災害補償を行う。

(遺族補償金等の支払)

第 5 条 本法人は、この規則に定める災害補償の事由が生じたときは、次の各号に掲げる補償金を補償対象者（第 1 号に定める遺族補償金（死亡補償金）の場合は次条に定める補償対象者の遺族）に支払うものとする。

(1) 遺族補償金（死亡補償金）

(2) 後遺障害補償金

(3) 入院補償金

(4) 手術補償金

(5) 通院補償金

2 前項の補償金の額は、前条の保険の補償内容と同額とする。

(遺族補償金を受ける遺族)

第 6 条 前条第 1 項第 1 号に掲げる遺族補償金を受ける補償対象者の遺族については、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 42 条及び第 43 条の規定を準用する。

(補償金の支払基準等)

第 7 条 第 5 条に定める補償金の支払基準については、第 3 条により締結した保険に係る約款及び各特約の条文を準用する。

2 補償対象者の被った傷害が、第 3 条により締結した保険に係る約款及び各特約の「保険金を支払わない場合」に該当するときは、第 5 条に定める補償金を支払わないものとする。

(他の補償との関係)

第8条 この規則に定める災害補償は，加害者からの賠償金とは別に行うものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は，役員会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか，災害補償に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，令和2年1月9日から施行する。